

両漢代における礼学の展開

——武威漢簡『儀禮』を手がかりにして——

黒崎 恵輔

本論文は、甘肃省武威県磨咀子六号漢墓より出土した『儀禮』の残簡、及びこれに関連する主要な論考を踏まえた上で、「三礼」として称される『禮記』・『儀禮』・『周禮』が前漢から後漢までの時代にかけて、どのようにテキストが形成されていったのか、またどのような経書解釈の態度のもと扱われていたのかを究明しようとするものである。

まず論旨の発端となった『武威漢簡』について述べておきたい。一九五七年七月から同年十一月にかけて、甘肃省博物館は中国科学院の協力のもと漢代の古墓を発掘調査した。その磨咀子六号漢墓からは、竹簡・木簡など合わせて四百六十九簡が発見され、さらに『儀禮』諸篇（以下、「漢簡本」）に相当する簡が含まれることが判明した。この発掘調査の後、一九六四年に甘肃省博物館と中国科学院考古研究所とが『武威漢簡』を共同出版するに至る。漢簡本に関する研究は発現した当初には諸説紛々したものの、『武威漢簡』の発行により、代表整理者である陳夢家の推論をほぼ定説とする形で収束しており、以降の研究は簡牘の釈読とその思想上の意味付けに焦点が当てられる。

陳夢家は『武威漢簡』敘論において、漢簡本が抄写された時期を前漢成帝の頃とする。またそのテキストが漢代礼学家のいずれの系統と位置付けられるかについては、前漢・宣帝期の慶普が伝えていた「慶氏礼」に連なるとする。この論定は概ね首肯しうるものであるが、池田末利が「必ずし

も慶氏学であると断定することはできない」という見解を示すように、その礼学史的位置付けについてはいまだ論考の余地が残る。これについては、出土資料と在来文献とを勘案した思想史を描いた上で、改めて漢簡本の位置付けを行なうべきである。本論文はその足がかりでもある。

本論は、全体を大きく二章に分ける。

第一章「武威漢簡『儀禮』をとりまく諸問題」では、「一、武威漢簡『儀禮』と『記』の問題」において、『武威漢簡』の整理者陳夢家が叙論にて行なった漢簡本への基礎的考察を要訳・再述し、また後章にも関連する、田中利明が漢簡本を分析した結果立ち現れてきた、「記」の問題について簡潔に整理した。

「二、武威漢簡『儀禮』の篇次問題と儀禮の筆写過程について」では、現在判明している「大戴礼」・「小戴礼」・「通行本」三種の篇次と漢簡本とを比較し、これを通して、大戴礼系列の篇が混入している可能性を指摘した。漢簡本における燕禮篇、泰射篇は十三、十四番目にあることが判明しており、他の篇次に比べれば最も大戴礼の篇次に近いのである。また通行本「儀禮」には、後漢の鄭玄が附した注に今古文の校勘が残されている。今回著者が燕禮篇を取り上げてテキストの比較を行なった結果、漢簡本のほうは、通行本と異なる今文テキストも勘案されて書写されたことが見て取れた。鄭玄がその注釈態度において、複数ある今文系のテキストを対校に用いていることが、漢簡本の存在によって改めて確認できるのであり、これは鄭玄の学問観を考える上で大いに価値あることである。「慶氏礼」が細々と伝承を続けて後漢に再興した記録から考えれば、漢簡本が筆写された時期に「大戴礼」が亡んでいたとも考えられない。以上のところで、漢簡本に当時通行していた大戴礼が交じっている可能性を指摘し、陳夢家が推定するように、慶氏礼であるとは断定し得ないと考える。

第二章「三礼成立期における『義』について」では、第一章で示した問

題のうち特に礼学における「記」と「義」の関係に着目し、漢代礼学者が「三礼」の文献をどのように取り扱って解釈したのかについて試論した。

「三礼」に関わる問題は時代と概念が錯綜しがちである。本論では、「三礼」の呼称から原典の成立までを、時間軸を遡りながら焦点を絞っていく形で論じた。

「一、『禮記』・『儀禮』・『周禮』の呼称と記録意識」では、まず「三礼」概念について、史書などからわかる礼書の呼称問題について整理した。「三礼」は鄭玄の緊密な注釈体系によって成り立った概念である。しかし鄭玄自身の注釈態度と後世の認識とは、いささかの乖離があった。黄以周『禮書通故』では、『漢書』『後漢書』『鄭志』などに記述される「三礼」の名称がそれぞれ異なる表記でなされることから、『禮記』・『儀禮』・『周禮』の呼称は、東晋期の儒学者が好んで使う名称であったと考えている。佐藤文四郎『鄭玄別傳考』を繙くかぎり、本伝とも書物の表記に揺れがあることが確認できる。こうした揺れは、史書編纂者が当時の学風に適合する史料を無意識のうちに採択した結果であったと考えられる。

「二、鄭玄礼学における「記」・「義」の連結性」では、前節に紹介した黄以周の礼学史整理に沿って、改めて鄭玄礼学の「記」と「義」に対する認識を確認した。『鄭目錄』のなかで解説された「記」と「義」を篇題に冠するものを列挙し、そこから分かる大体的特徴を分析した。『鄭目錄』では、「記」を冠する篇でも、内容において「義」を説いているのである。これは「義を記す」と述べて、篇の大題にはとらわれていない。鄭玄礼学にとって、「記」は「礼経の補記」という意味にとどまるものではないと考えられるのである。

「三、『禮記』に見える「義」篇の性格」では、これまでの言説を踏まえ、『禮記』燕義篇および郷飲酒義篇の経文の記述を分析し、そこから本来「記」と「義」とは、ある程度弁別可能な記述体裁をもっていたであろう

ことを試論した。

燕義篇は、『儀禮』燕禮篇に書かれた礼の義を説く篇であり、ここでは、公以下の諸子の爵位・官職などが明確に叙述される。ところが『禮記』燕義篇を分析すると、所々に曖昧な記述がなされ、その経文全体はすでに、燕礼とは一人の君主と多数の臣下との間で行なう礼である、という意識のもとに書かれたことが分かる。通行本の燕禮篇が「記」を含めて伝わっていたのは、「記」によって「君」に対する扱いなどを補記することで、爵制にとられない理念的な儀礼を作ろうとした結果、受容されたものである。そうして成った燕禮篇と附会させながら、通行本の燕義篇は、『周禮』諸子職篇の文章とその意義が累加され、編纂されたと考えられるのである。さらにまた郷飲酒篇の経文を分析すると、そこには「義」篇を定義するに足る特徴的な書式が二点見受けられる。まず冒頭で「郷飲酒之義」とことわったのち、次に儀礼の作法を列挙した直後で「所以致尊讓也」、「所以致絜也」、「所以致敬也」と述べ、それぞれの作法が有する意義を「所以□□也」の句で終える。列挙される所作は概ね『儀禮』経文の記述に基づいているため、こうした記述の形式は、「礼経」に対する「義」を説く目的で書かれたものと考えられる。これが「義」に特徴的な書式の一である。つづく後段の文章では「尊讓・絜・敬也者、君子之所以相接也」と切り出し、先に説いた「尊讓」・「絜」・「敬」の義をさらに敷衍している。そこから「斯君子所以免於人禍也」に至るまでの文章は、君子たる者がなぜそのように行なうのかということに主眼を移して述べている。そこに『儀禮』郷飲酒禮篇と直接に関わる成分は少なく、礼経の文章から離れて、君子になろうとする者への訓戒の文章、つまり礼の意義が語られている。この文章は「礼経」の「義」を下地にして、儀礼を習う者達を教導することを目的とした文であると考えられる。これが「義」に特徴的な書式の二であり、その特徴は燕義篇にも共通して見て取れる。

今回分析した燕義篇、郷飲酒義篇のような儀礼の意義を説く篇は、通行本『禮記』四十九篇にあつては特に後半に集中して置かれている。ここから著者は、通行本『禮記』編纂の過程には、「記」が果たしていた役割が限界を迎えようとしていたとき、それに取って代わりうる「義」の役割が注目された時期があつたものと推測する。その時期は、今文礼学家がすでに活躍していた時代から、鄭玄が「三礼」の注釈を始めるより以前であると考えられる。

以上の考察を元にすれば、通行本『禮記』の「義」篇は、『儀礼』の意義を説く目的において、複数の礼文献が随処に累加されながらも、一つの編纂意識のもとに変成されてきたと考えられるのである。そうして出来上がった「義」篇は、もともと有していた「記」・「義」本来の思想的意義の上に、さらに別の思想が加わつたことで、複合的性格を有する経文として受けとめられ、鄭玄に代表されるような注釈者たちに解釈されていくのである。通行本『禮記』は、このように両漢代礼学家の思想が漸次加えられていったことよつて、唐代に『五經正義』が編纂されるにあたり礼学の中心的位置を獲得するに至つたのである。

【主要参考文献】

- 池田末利『儀禮Ⅴ』（東海大学出版会、一九七七年）。
- 小南一郎「射の儀禮化をめぐる——その二つの段階——」（『中國古代禮制研究』所収、京都大學人文科學研究所、一九九五年）。
- 佐藤文四郎「鄭玄別傳輯考」（『服部先生古稀祝賀記念論文集』所収、富山房、一九三六年）。
- 末永高康「『儀礼』の「記」をめぐる一考察」（『東洋古典學研究』第三十九集、二〇一五年）。
- 田中利明「儀礼の「記」の問題——武威漢簡をめぐる——」（『日本中国学会報』

第十九集、一九六七年）。

○甘肅省博物館・中国科学院考古研究所編『武威漢簡』（中華書局、二〇〇五年）。